

仕 様 書

- | | |
|-----------|---|
| 1 契 約 名 | 各種消防用設備等保守点検請負 |
| 2 履 行 期 間 | 2026年4月1日から2027年3月31日 |
| 3 数 量 | 1 式
(保守点検時期は、原則8月及び2月の2回で実施すること。
ただし、当院が認めた場合は変更することができる。) |
| 4 履 行 場 所 | 東京逋信病院 |
| 5 対 象 設 備 | 別表1「設備表」のとおり
詳細は、別表2「消防設備配備表」のとおり |
| 6 委 託 内 容 | 別添「保守点検要領」のとおり |
| 7 そ の 他 | (1) 保守点検の日程については、会計課施設管理係と別途打
合わせることにする。
(2) 不明な点は会計課長の指示による。 |

設 備 表

点検項目	総合点検	機器点検	備考
1 自動火災報知設備	8月	2月	
2 防排煙設備	8月	2月	
3 各種消火設備 屋内・屋外消火栓設備 スプリンクラー設備 二酸化炭素消火設備 泡消火設備 ハロゲン化物消火設備 簡易自動消火装置（粉末消火設備） 連結送水管設備	8月	2月	
4 非常警報（放送）設備	8月	2月	
5 誘導灯設備・階段灯設備		8月及び2月	
6 消防用水設備		8月及び2月	
7 非常用自家発電設備・蓄電池設備		2月	
8 ガス漏れ警報設備	8月	2月	
9 避難器具	8月	2月	
10 消火器具		8月及び2月	
11 消防機関へ通報する火災報知設備	8月	2月	
12 総合操作盤	8月	2月	
13 防火対象物及び防災管理点検（診療棟のみ）		（定期点検） 2月	

（注意）

総合点検を実施する設備については、配線点検を含むものとする。

なお、誘導灯設備については、8月機器点検の際に配線点検を含むものとする。

保守点検要領

第 1 一般適用事項

1 一般事項

- (1) この要領は、保守点検業務の実施方法の概要を示すものであるから、業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、軽微な部分で記載のない事項でも自然附帯の業務は、すべて係員の指示により委託金額の範囲内で実施すること。
- (2) 当業務に必要な工具及び各種機器類等は、受託者の負担とすること。
- (3) この要領でいう係員とは、当院会計課施設管理係監督社員をいう。

2 疑 義

保守点検要領等で疑義を生じたときは、係員の指示を受けるものとする。

3 作業責任者

当作業実施中は、作業責任者を定め、作業員の指揮及び作業状況等の把握に努めるとともに係員及び各棟監視盤社員と連絡を密にし、不備による支障のないようにすること。

4 危険予防措置

実施に当たっては、人間・施設及び備品等に対し損害を与えないよう必要な措置を行うこと。万一損害を与えたときは直ちに措置し、事後遅滞なく係員に報告すること。

5 諸官庁届出等

諸官庁への必要な届出がある場合において、諸手続等はこの契約の範囲内で代行すること。

6 破損箇所の措置

当作業によって発見した破損、故障箇所はその機能が維持できるよう処置し、直ちに係員に報告すること。

7 使用材料

使用する材料は総て品質良好なもので、規格（J I S）等の指定のあるものは規格品を使用すること。

なお、ヒューズ及びランプ等の軽微な部品類の交換並びに油脂及びウエス等の消耗品の使用は、契約の範囲内とする。

8 火気取締等

- (1) 当作業にあたって、火災及び盗難防止を心掛けるとともに、作業の安全を確

保すること。

- (2) 事故発生の場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに係員に報告し、その指示を受けるものとする。

9 後片付け

- (1) 請負者は、常に整理整頓に心掛け、作業終了後速やかに後片付け清掃を実施すること。
- (2) 当作業により発生した残材等は、請負者の責任及び負担において係員の指示により処理すること。

第2 作業内容

1 一般事項

この保守点検は、設備の機能を最良の状態に維持するために行う点検、整備等の作業とする。

2 点検実施方法等

(1) 点検基準

「消防用設備等点検基準」（消防庁告示第8号55.9.29）に基づき実施すること。

(2) 点検日時等

ア 自動火災報知設備のベル鳴動試験及び非常放送設備のサイレン鳴動試験については、日曜に実施すること。

イ 排煙口の点検については、土曜または日曜に実施すること。

ウ 診療棟3階手術室、ICU・CCU、中央滅菌材料室の点検については、土曜または日曜に実施すること。

エ 診療棟1階食堂、地下1階厨房、放射線科外来、3階中央材料室、中央手術室、ICU・CCU等の点検については、事前に日時等打合せの上実施すること。

オ 上記ア～エ以外の設備・場所についても、当院から点検日時等の指定があった場合には、指定どおりに点検を実施すること。

(3) その他

上記(1)・(2)に基づくほか以下の事項に留意して実施すること。

ア 防排煙設備

特に防火扉及びシャッターについては、障害物の有無等の開閉障害について入念にチェックすること。

イ 消火設備

特にスプリンクラー設備については、障害物の有無等の散水障害について入念にチェックすること。

併せて同設備が未設置の部屋等については、関係法令に基づき未警戒箇所となるおそれがあるかについて調査・確認すること。

ウ 自家発電設備

消防庁次長通知「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件の公布について」（消防予第 372 号 H30.6.1）の記 2（1）に規定されている「運転性能の維持に係る予防的な保全策」を当院が確認する作業に協力すること。

3 消火器

別表 2「消防設備配備表」の消火器具について、法令に基づき点検すること。

また、本点検の放出試験により消火剤を放出した消火器は、同剤を新たに詰め込むこと又は、同等以上の新品と交換すること。

4 点検結果記録・報告

(1) 消防設備点検結果報告書

当点検作業終了後は、関係法令に基づき所定の報告書に点検結果を正確に記録し、建物（診療棟、管理棟、レジデントハウス）ごと、各種設備別に取りまとめ、それぞれ 2 部作成の上速やかに提出すること。

なお、MR 棟については、管理棟の報告書に含めるものとするが、分掲して記入すること。

(2) 防火対象物点検結果報告書

消防法第 8 条の 2 の 2 及び第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 2 の 2 により、点検資格者により東京通信病院の防火管理上必要な業務等が基準に適合しているか、家具等の落下、転倒等の防止措置、地震による被害軽減に必要な資機材が整備されているか点検を行い、その結果を報告書に取りまとめ、2 部作成の上提出すること。

(3) その他の報告

上記 (1) 及び (2) の「点検結果報告書」とは別に、当該点検結果に基づく不良箇所及び不良内容等並びに上記 2 の (2) の結果について取りまとめ、報告書を適宜作成の上報告すること。

(4) 電子申請への対応

消防署等への結果報告書の提出に当たり、当院が電子申請によりこれを行おうとするときは、上記 (1) から (3) に掲げる報告書等を PDF ファイル等の電子データにして提出すること。

5 防災訓練立会い

年数回の防災訓練に立会い、訓練の実施を手伝うこと。

なお、訓練で使用する軽微な道具については、契約の範囲内で貸し出すものとする。

6 建築基準法 12 条に基づく定期調査立会

年 1 回（9 月予定）の建築基準法 12 条に基づく定期調査に立会い、総合操作盤の操作等を行うこと。